

社会福祉法人おおぞら役員及び評議員の報酬等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人おおぞら（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等は、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用は、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職手当
 - (2) 非常勤の役員 報酬
 - (3) 評議員 報酬
- 2 業務執行理事の報酬は、法人に属する職員にあつては、職員給与規則別表2の6等級の職務に当たる者の相当額とする。
- 3 業務執行理事が、職員から、退職手当の支給を受けることなく引き続き業務執行理事となった者については、満60歳に達した日の属する年度の末日までの業務執行理事としての在職期間を職員としての勤務期間とみなして職員給与規則の規定に準じて退職手当を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 上記の役員に対する報酬等の、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職手当 別表1に定める算定式により算定される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬額は別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長及び業務執行理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規則に準じて支給）
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する名義の金融機関の口座に振り込

むことができる。

5 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総額日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

別表1 (業務執行理事の退職手当算定式)

計算基礎額 (退職した月以前6か月の本俸月額) × 支給乗率

※社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が定める退職手当共済契約により退職手当を支給する。

別表2 非常勤の役員の報酬

(1) 理事・監事・評議員の報酬

	日 額	費用弁償 (日額)
理事会等会議への出席	5,000円	/
評議員会への出席	5,000円	
監事監査等への出席	10,000円	
理事長が、法人・施設業務のための出勤	15,000円	実 費
役員、評議員が、法人・施設業務のための出勤	5,000円	実 費

付則

平成29年4月1日より施行する。